

企業と連携した「フレイル対策」普及啓発業務委託 提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している『企業と連携した「フレイル対策」普及啓発業務』の提案書募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議のうえ別途作成する。

2 事業の目的

フレイルとは、加齢とともに心身のはたらきや社会的なつながりが弱くなった状態を指し、放置することで徐々に要介護状態へ進んでいく段階のことである。

しかし、可逆性があり、対策によって予防したり健康な状態へ改善したりできることから、一人一人が早期に気づいて適切な取組（社会参加、身体活動・運動、栄養・口腔ケア）を行うことが重要だが、県民の認知度は低い状況^{*1}である。

そのため、「フレイルの日」^{*2}に向けて、フレイル予防に関する適切な情報について高齢者（65歳以上の県民。以下同じ。）を中心にその家族や地域へ長期継続的に伝えることで、自ら予防する意識の向上を図り、実践へつなげることを目的とする。

*1 認知度：フレイルを知っている 19.8%（出典 令和4年度健康ふくしま21調査報告書）

*2 フレイルの日：2月1日。一般社団法人日本老年医学会、一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会、日本老年学会、一般社団法人日本サルコペニア・フレイル学会が共同で2020年に制定したもの。

3 業務内容

(1) 共通事項

ア フレイルの認知度向上や、予防・改善の理解促進に寄与するものとする。

イ 普及啓発の時期は、令和6年9月から令和7年2月の間とする。

ウ 普及啓発の内容は、令和5年度に県が作成し下記 URL で公開している「フレイルポスター」、「フレイル予防ハンドブック」、「フレイル普及啓発記事」のデザインを一部変更して制作し、印刷・配付により実施するほか、それらの内容やイラストを活用して実施するものとする。

なお、「フレイルポスター」、「フレイル予防ハンドブック」の作成部数については次のとおり。

・「フレイルポスター」1,000枚

・「フレイル予防ハンドブック」60,000部

※「フレイルポスター」、「フレイル予防ハンドブック」等の公開 URL

福島県健康づくり推進課 地域包括ケアシステム フレイル予防

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/koureisasyokuji.html>

エ 普及啓発のテーマカラーを「フレイル予防ハンドブック」等に使用しているピンク色（CMYKの4色のバランスは、C：0%、M:50%、Y：20%、K:0%）とし、可能な限りフルカラーでの取組とする。

オ フレイル予防に関する適切な情報及び具体的な実践方法については、社会参加、身体活動・運動、食生活及び口腔ケア等の視点とする。

カ 高齢者を中心とし、その家族や地域で関わる人も含める。^{*3}

^{*3} 高齢者においては、加齢や持病等で心身機能等が弱まることで起こる不安や、孤独感の増強、感情面が頑固になる等の特性に配慮し、家族や地域からの働きかけが重要となる。

（2）フレイル予防普及啓発のキャンペーンによる情報発信

受託者は、県民のフレイルの認知度向上及び予防の実践につながる県民参加型のフレイル予防普及啓発キャンペーンを実施すること。その際、高い訴求効果が見込める福島県食育応援企業と連携した広報を企画すること。

ア 時期

フレイルの日の周辺である令和7年1月から2月かけて集中して実施すること。

イ 実施内容

(ア) キャンペーンサイト（ホームページ）の構築、運営

(イ) WEB応募フォームの作成・管理業務

(ウ) ポスター・チラシの作成

(エ) 県民が参加できる企画。なお、企画案を提案書に記載すること。

ウ 参加方法

WEB応募

エ その他

詳細な事項については協議の上、決定する。

（3）新聞による情報発信

受託者は、県民への高い訴求効果が見込める新聞紙面において、広告や記事等の作成・掲載をすること。

ア 掲載紙

福島民報及び福島民友の2紙とする。

イ 掲載回数等

令和6年9月から令和7年1月は月1回以上の掲載とする。

ただし、令和7年2月は1日から3日までの連載とする。具体的な回数や掲載日は自由提案とする。

ウ 掲載サイズ

多色・半5段以上の自由提案とする。なお、当該サイズ以上であれば、掲載回によってサイズが異なっても差し支えない。

エ 掲載内容

下記について、掲載日及び内容をアの2紙に統一して掲載すること。

(ア) フレイル対策における運動の具体的な実践方法。

(イ) 県内市町村の活動事例。

(ウ) 読者が参加できる企画。なお、企画案を提案書に記載すること。

(4) ラジオ及び情報誌等による情報発信

受託者は、県民への高い訴求効果が見込めるラジオ番組及び情報誌紙面において、普及啓発コーナーの放送及び記事等の作成・掲載をすること。

ア 時期

(ア) フレイルの日の周辺である令和7年1月から2月かけて集中して実施すること。

(イ) 上記(ア)のほかに、高齢者及び県民の生活や健康に関心が高まる時期に合わせて実施すること。

イ 番組及び放送回数等

自由提案とし、提案書に下記について記載すること。

(ア) 具体的な番組名

(イ) 放送時期

(ウ) 放送回数及び1回当たりの放送時間

ウ 放送内容

(ア) フレイル対策の基礎知識や具体的な実践方法。

(イ) フレイル予防の普及啓発となるもの。

エ 留意事項

(ア) 可能な範囲で、見逃さない工夫、または、見逃した場合にも県民へ情報を届ける工夫についても提案書に記載すること。

(イ) コスト及び県民への高い訴求効果に留意した上で、上記以外のマスメディアを活用した提案も可能とする。

(5) 事業効果の検証に係るデータ等の提供

受託者は、県が本業務の実施結果とその効果を検証するために活用可能なデータ等について提案書に記載するとともに、本業務実施後に当該データを提供すること。

また、必要に応じて、実施結果の解釈について県に助言するものとする。

(6) 留意事項

- ア 提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意し、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを取り入れた内容を盛り込むこと。
- イ 受託者は、準備から実施までのスケジュール調整等、すべての運営業務を担うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。
- ウ 受託者は、必要かつ適切な人員配置を行い、運営体制を明確にすること。
- エ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き全て受託者が負担する。
- オ 3 (2) イ(エ)及び3 (3) エ(ウ)で参加者の集計等が必要な場合は、受託者が行うものとし、集計結果を県へ提供するものとする。
- カ 著作権について
 - (ア) 本業務に係る著作権は、著作権法第 27 条及び第 28 条を含め、すべて県に帰属するものとし、著作権法第 19 条 1 項又は第 20 条 1 項を行使しないものとする。
 - (イ) 受託者は、本業務における制作物について、県がフレイル対策を推進する上で、次年度以降も継続して使用する場合があることをあらかじめ了承するものとする。
 - (ウ) 本業務で印刷物や動画等を制作する際、素材等について、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらを使用する際には、権利者から事前に二次利用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- キ 制作等の監修が必要な場合、監修者は、県と協議して決定すること。
- ク 本業務の実施に係る経費については、すべて本業務委託料に含むものとする。
- ケ その他、疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。

4 実績報告及び成果品

(1) 実績報告

本業務完了後は、実績報告書を作成し、令和 7 年 3 月 31 日 (月) までに紙媒体 2 部及び PDF にて提出すること。

(2) 成果品

- ア 前項に定める実績報告書
 - 下記の内容を含めて作成すること。
 - (ア) 3 の情報発信を実施した事実がわかるもの
 - (イ) 3 で取材等を行った場合の写真等
 - (ウ) 3 (6) のデータ概要と集計結果
- イ 3 (4) で映像や音声媒体を活用した場合、それを記録した DVD 等

ウ 3 (5) の完成データ (PDF)

エ 3 (6) のデータ (Excel 等加工可能な形式)

5 成果品の納入場所

福島県保健福祉部健康づくり推進課

6 その他

- (1) 受託者は、委託契約書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載のない事項については、受託者と県が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施するものとする。